

## 高病原性鳥インフルエンザに対する鳥類の飼育者等の対応について

今般、島根県で回収された死亡野鳥について、平成 29 年 11 月 9 日に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出され、全国での監視体制が強化されているところです。

高病原性鳥インフルエンザウイルスは、人・車両による侵入、野鳥若しくは野生動物との接触による侵入、又は餌等の汚染による侵入が考えられます。鳥類の飼育者におかれましては、外部からのウイルスの侵入を防ぐため、以下の点に御留意の上、飼鳥の感染防止に努めてください。

なお、通常室内で飼育している鳥類については、感染のリスクは低いと考えられているため、冷静な対応に努めてください。

1. 飼鳥の世話の前後は、手指の洗浄及びアルコール消毒を行ってください。
2. 室外飼育の場合は、室内飼育を行うか、防鳥ネットを設置するなどして、野鳥又は野生動物との接触を防いでください。
3. 野外の池等において飼育している場合は、飼鳥を室内に収容するとともに、池の水を抜くことも検討してください。
4. 飼鳥の健康状態に注意し、異常が見られた場合はかかりつけの獣医師に相談してください。

参考：高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省）

[http://www.env.go.jp/nature/doubutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/doubutsu/bird_flu/)

鳥インフルエンザに関する Q&A（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/qa.html>